

# 金融再生法開示債権の状況について

## 平成20年3月期の金融再生法開示債権について

- ◎破産更生債権及びこれらに準ずる債権は39億70百万円です。うち担保・保証等で保全されている額は、21億43百万円です。残りの18億26百万円については、全額個別引当処理をしています。
- ◎危険債権は70億18百万円です。うち担保・保証等で保全されている額は、50億36百万円です。残る19億81百万円に対する貸倒引当金は、公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて算出した引当限度いっばいの9億90百万円の貸倒引当処理をしています。
- ◎要管理債権は7億28百万円です。うち担保・保証で保全されている額は、2億14百万円です。残りの5億14百万円に対する貸倒引当金は、公認会計士協会の「貸倒引当金に関する実務指針」に基づいて算出した引当限度いっばいの77百万円の貸倒引当処理をしています。(一般貸倒引当金)



## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成18年度	11,691	10,475	7,700	2,775	89.61	69.55
	平成19年度	<b>11,717</b>	<b>10,290</b>	<b>7,395</b>	<b>2,895</b>	<b>87.83</b>	<b>67.00</b>
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成18年度	4,257	4,257	2,558	1,698	100.00	100.00
	平成19年度	<b>3,970</b>	<b>3,970</b>	<b>2,143</b>	<b>1,826</b>	<b>100.00</b>	<b>100.00</b>
危険債権	平成18年度	6,653	5,852	4,848	1,004	88.00	55.64
	平成19年度	<b>7,018</b>	<b>6,027</b>	<b>5,036</b>	<b>990</b>	<b>85.89</b>	<b>50.00</b>
要管理債権	平成18年度	780	366	293	72	46.89	14.93
	平成19年度	<b>728</b>	<b>292</b>	<b>214</b>	<b>77</b>	<b>40.17</b>	<b>15.17</b>
正常債権	平成18年度	218,959	—	—	—	—	—
	平成19年度	<b>218,982</b>	—	—	—	—	—
合 計	平成18年度	230,650	—	—	—	—	—
	平成19年度	<b>230,699</b>	—	—	—	—	—

※ 上記開示債権について、担保・保証等による回収見込み額には決済確実な割引手形等を含めています。当金庫が引受けている保証付私募債の200百万円は、正常債権に含めています。

(注記)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

